

## ■ FAQ

厚生労働省より以下のとおり追加の案内がございましたのでお知らせいたします。

### 1. 公共交通機関の領収書とあるがわざわざもらわないといけないのか？

公共交通機関（電車・バス）の場合、領収書の発行が難しい場合があるため、客観的に証明できるものとして、移動経路の記録及び料金の記録で対応することも可能とのことです。

また、公共交通機関（電車・バス）が事業の対象として想定されますが、緊急時や移動手段が他にない時など、利用せざるを得ない状況においてタクシーを利用いただくことは差し支えないとのことです。

記録例：（電車・バスの場合）

利用日／従事者氏名／目的地（届け先）／利用交通機関名／利用区間（A 駅～B 駅）  
／料金、を記録する等。

### 2. 請求の根拠となる資料の保管・提出はどのようにしたら良いか？

電子媒体（スキャン、スマートフォン等で撮影した写真等）による提出又は原本のコピーの郵送による提出でも構いません。

※個人情報にはマスキングを行うことをご留意ください。

### 3. 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式とは？

実施要綱中の別紙「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式」について月 1 回の提出を基本として以下をご提出いただきたい。

- ①電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧 ※Excel（新様式）
- ②薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業請求様式 ※Word
- ③請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等の写し）

なお、千葉県薬剤師会では、①については毎月翌月の 15 日まで②及び③については年度末に各月ごとにまとめて提出してください。